

藤沢市立看護専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月22日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第72号

藤沢市立看護専門学校規則の一部を改正する規則

藤沢市立看護専門学校規則（昭和45年藤沢市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「文部科学大臣による告示」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2及び学校教育法施行規則第186条」に改める。

第5号様式中「文部科学大臣による告示（平成六年文部省告示第八十四号）」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十一条の二及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）百八十六条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の藤沢市立看護専門学校規則第11条第4項及び第5号様式の規定は、令和8年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に入学する者については、なお従前の例による。